宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
政策経営部
行政経営課
電話 22-3141番
印刷 宇治市槇島町吹前123-4
㈲南山城複写センター

目　次

条　　例

○条例第５１号　宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
……（こども福祉課）…２

○条例第５２号　宇治市介護保険条例の一部を改正する条例
……（介護保険課）…２

○条例第５３号　宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
……（介護保険課）…２

○条例第５４号　宇治市市税条例等の一部を改正する条例
……（市民税課）…２

規　　則

○規則第５０号　宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則……（生涯学習課）…７

○規則第５１号　宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則
……（人事課）…８

告　　示

○告示第９０号　宇治市市道認定基準等に関する要綱の一部を改正する要綱……（建設総務課）…８

○告示第９２号　宇治市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する要綱……（年金医療課）…８

公　　告

○公告第２９号　農用地利用集積計画の縦覧……（農林茶業課）…８

教育委員会

○告示第１１号　教育委員会の招集……８

○告示第１２号　宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱……８

監査委員

○公表第１１号　定期監査の結果に基づく措置の通知……９

○公表第１２号　定期監査の結果に基づく措置の通知……10

公営企業

○公告第１１号　宇治市排水設備指定工事業者の指定……10

○公告第１２号　宇治市排水設備指定工事業者の指定……10

R100 古紙100%の再生紙を使用しています。

条　例

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成３０年６月２８日

宇治市長　山本　正

宇治市条例第５１号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年宇治市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第４号を次のように改める。

⑷　教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条に規定する免許状を有する者

第１０条第３項第５号中「者」を「者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同項第９号中「適当」を「適当である」に改め、同項に次の１号を加える。

⑽　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当であると認めたもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１０条第３項第５号の改正規定は、平成３１年４月１日から施行する。

（掲示済）

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成３０年６月２８日

宇治市長　山本　正

宇治市条例第５２号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成１２年宇治市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第４条第６号ア中「第３８条第４項」を「第２２条の２第２項」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年８月１日から施行する。

（掲示済）

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成３０年６月２８日

宇治市長　山本　正

宇治市条例第５３号

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成２５年宇治市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を削り、同条中「及び第１１５条の１２第２項第１号」を削り、「、法人」を「、法人又は病床を有する診療所を開設している者（法第８条第２３項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」に、「第２条第４号イ又はエに掲げる者」を「第２条第４号に規定する暴力団員等」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）

第４条　法第１１５条の１２第２項第１号の条例で定める者は、法人であり、かつ、宇治市暴力団排除条例第２条第４号イ又はエに掲げる者でない者とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（掲示済）

宇治市市税条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成３０年６月２８日

宇治市長　山本　正

宇治市条例第５４号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例

（宇治市市税条例の一部改正）

第１条　宇治市市税条例（昭和５１年宇治市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項各号列記以外の部分中「よつて」を「より」に改め、同条第３項中「、この節」を「、この節（第４４条第１０項から第１２項までを除く。）」に改める。

第１４条第１項各号列記以外の部分中「よつて」を「より」に改め、同項第２号中「、１，２５０，０００円」を「、１，３５０，０００円」に改め、同条第２項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「金額（」を「金額に１００，０００円を加算した金額（」に改める。

第２０条中「、所得割」を「、前年の合計所得金額が２５，０００，０００円以下である所得割」に改める。

第２３条各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が２５，０００，０００円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第１号ア及び第２号ア中「においては」を「には」に改める。

第２７条第１項本文中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「よつて」を「より」に、「、配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額（所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」に改め、同条第３項中「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第４項中「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に、「、第１項」を「、同項」に改め、同条第５項から第７項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第４４条第１項中「申告書を」を「申告書（第１０項及び第１１項において「納税申告書」という。）を」に改め、同条に次の３項を加える。

１０　法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

１１　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこの条例に基づく規則の規定を適用する。

１２　第１０項の規定により行われた同項の申告は、法第７６２

条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第９９条第１項中「市の」を「本市の」に改め、同条を第９９条の２とし、第２章第４節中同条の前に次の１条を加える。

（製造たばこの区分）

第９９条　製造たばこの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

⑴　喫煙用の製造たばこ

ア　紙巻たばこ

イ　葉巻たばこ

ウ　パイプたばこ

エ　刻みたばこ

オ　加熱式たばこ

⑵　かみ用の製造たばこ

⑶　かぎ用の製造たばこ

第１００条の次に次の１条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第１００条の２　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの（たばこ事業法第３条第１項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第８条の２の２で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第３項第１号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第１０１条第１項中「、第９９条第１項」を「、第９９条の２第１項」に、「消費等」を「消費等（以下この条及び第１０５条において「売渡し等」という。）」に改め、同条第２項の表以外の部分中「の本数は、喫煙用の紙巻たばこ」を「（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に、「喫煙用の紙巻たばこの」を「紙巻たばこの」に改め、「この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。」を削り、同項の表を次のように改める。

区分	重量
⑴　喫煙用の製造たばこ	
ア　葉巻たばこ	１グラム
イ　パイプたばこ	１グラム
ウ　刻みたばこ	２グラム
⑵　かみ用の製造たばこ	２グラム
⑶　かぎ用の製造たばこ	２グラム

第１０１条第４項中「前項」を「前２項」に、「、製造たばこ」を「、第４項の製造たばこ」に、「重量」を「重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量」に改め、同項を同条第６項とし、同条第３項中「前項」を「第２項」に、「の重量を」を「の重量を紙巻たばこの」に、「場合の」を「場合又は前項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「、第９９条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等」を「、売渡し等」に、「同欄」を「第９９条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

５　第３項第２号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第１０１条第２項の次に次の１項を加える。

３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の１グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第１６条の２の２で定めるものに係る部分の重量を除く。）の０．４グラムをもつて紙巻たばこの０．５本に換算する方法

⑶　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第１号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもつて紙巻たばこの０．５本に換算する方法

ア　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第３３条第１項又は第２項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第２章第３節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額

第１０１条に次の４項を加える。

７　第３項第３号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

８　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

９　第３項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に１本未

満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

１０　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第１０２条中「５，２６２円」を「５，６９２円」に改める。

第１０３条第３項中「、第９９条」を「、第９９条の２」に改める。

第１０５条第１項前段中「第９９条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第３条の３第１項中「金額（」を「金額に１００，０００円を加算した金額（」に改める。

附則第８条の３第１項中「、３分の１」を「、２分の１」に改め、同条第４項中「、３分の２」を「、４分の３」に改め、同条中第１２項を第２１項とし、第１１項を第１９項とし、同項の次に次の１項を加える。

２０　法附則第１５条第４７項の条例で定める割合は、０とする。

附則第８条の３中第１０項を第１８項とし、第８項及び第９項を８項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の８項を加える。

８　法附則第１５条第３２項第１号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、３分の２とする。

９　法附則第１５条第３２項第１号ニに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、３分の２とする。

１０　法附則第１５条第３２項第１号ホに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、３分の２とする。

１１　法附則第１５条第３２項第２号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、４分の３とする。

１２　法附則第１５条第３２項第２号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、４分の３とする。

１３　法附則第１５条第３２項第３号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、２分の１とする。

１４　法附則第１５条第３２項第３号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、２分の１とする。

１５　法附則第１５条第３２項第３号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、２分の１とする。

附則第２６条第３項中「第３７条の７まで、第３７条の９の４又は第３７条の９の５」を「第３７条の６まで、第３７条の８又は第３７条の９」に改める。

第２条　宇治市市税条例の一部を次のように改正する。

第１０１条第３項各号列記以外の部分中「０．８」を「０．６」に、「０．２」を「０．４」に改める。

附則第８条の２中「、第４４項若しくは第４５項」を「、第４３項若しくは第４４項」に改める。

附則第８条の３第１８項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第４４項」に改め、同条第２０項中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４６項」に改める。

第３条　宇治市市税条例の一部を次のように改正する。

第１０１条第３項各号列記以外の部分中「０．６」を「０．４」に、「０．４」を「０．６」に改め、同項第３号中「附則第４８条第１項第１号」を「附則第４８条第１項第２号」に改める。

第１０２条中「５，６９２円」を「６，１２２円」に改める。

第４条　宇治市市税条例の一部を次のように改正する。

第１０１条第３項各号列記以外の部分中「０．４」を「０．２」に、「０．６」を「０．８」に改め、同項第３号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第２号に定める」を「たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１１条第１項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和５９年法律第７２号）」を削る。

第１０２条中「６，１２２円」を「６，５５２円」に改める。

第５条　宇治市市税条例の一部を次のように改正する。

第１００条の２前段中「及び次条第３項第１号」を削る。

第１０１条第３項各号列記以外の部分中「、第１号」を「、次の各号」に改め、「紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した」を削り、同項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、同条第４項中「又は前項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第５項中「第３項第２号」を「第３項第１号」に改め、同条第７項中「第３項第３号」を「第３項第２号」に改め、同条第８項中「第３項第３号ア」を「第３項第２号ア」に改め、同条中第９項を削り、第１０項を第９項とする。

（宇治市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第６条　宇治市市税条例の一部を改正する条例（平成２７年宇治市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第２項各号列記以外の部分中「、新条例」を「、宇治市市税条例」に改め、同項第３号中「平成３１年３月３１日」を「平成３１年９月３０日」に改め、同条第４項前段中「新条例第９９条第１項」を「宇治市市税条例第９９条の２第１項」に、「市の」を「本市の」に改め、同条第１３項前段中「平成３１年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に、「市の」を「本市の」に改め、同項後段中「１，２６２円」を「１，６９２円」に改め、同条第１４項の表中

「

平成３１年４月３０日
平成３１年９月３０日

」を「

平成３１年１０月３１日
平成３２年３月３１日

」

に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中宇治市市税条例第９９条第１項の改正規定、同条を第９９条の２とし、第２章第４節中同条の前に１条を加える改正規定、同条例第１００条の次に１条を加える改正規定並びに同条例第１０１条から第１０３条まで及び第１０５条の改正規定並びに第６条並びに附則第４条から第６条までの規定　平成３０年１０月１日

⑵　第１条中宇治市市税条例第１４条第２項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第２７条の改正規定並びに同条例附則第２６条第３項の改正規定並びに次条第１項の規定　平成３１年１月１日

⑶　第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定　平成３１年４月１日

⑷　第２条中宇治市市税条例第１０１条第３項の改正規定　平成３１年１０月１日

⑸　第１条中宇治市市税条例第１３条及び第４４条第１項の改正規定並びに同条に３項を加える改正規定並びに次条第３項の規定　平成３２年４月１日

⑹　第３条並びに附則第７条及び第８条の規定　平成３２年１０月１日

⑺　第１条中宇治市市税条例第１４条第１項の改正規定、同条第

２項の改正規定（第２号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第２０条及び第２３条の改正規定並びに同条例附則第３条の３の改正規定並びに次条第２項の規定　平成３３年１月１日

⑻　第４条並びに附則第９条及び第１０条の規定　平成３３年１０月１日

⑼　第５条の規定　平成３４年１０月１日

⑽　第１条中宇治市市税条例附則第８条の３中第１２項を第２１項とし、第１１項を第１９項とし、同項の次に１項を加える改正規定（同条第２０項に係る部分に限る。）　生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第２条　前条第２号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成３１年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３０年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　前条第７号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成３３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３　第１条の規定による改正後の宇治市市税条例第１３条第１項及び第３項並びに第４４条第１０項から第１２項までの規定は、前条第５号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

２　平成２４年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に取得された旧法附則第１５条第８項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３２項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条　別段の定めがあるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第５条　平成３０年１０月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。附則第８条第１項及び第１０条第１項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（宇治市市税条例の一部を改正する条例（平成２７年宇治市条例第２７号）附則第５条第１項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第５項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第１条第１号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例（第４項及び第５項において「３０年新条例」という。）第９９条の２第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号。附則第８条第１項及び第１０条第１項において「所得税法等改正法」という。）附則第５１条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）別記第２号様式による申告書を平成３０年１０月３１日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成３１年４月１日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第３４号の２の５様式による納付書によつて納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、３０年新条例第１０条、第１０５条第４項及び第５項、第１０７条の２並びに第１０８条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３０年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１０条第１項各号列記以外の部分	第１０５条第１項若しくは第２項	宇治市市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年宇治市条例第５４号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第５条第３項
第１０条第１項第２号	第１０５条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第５条第２項
第１０条第１項第３号	第８７条の７第１項の申告書、第１０５条第１項若しくは第２項の申告書、第１１２条の申告書、第１３８条第１項の申告書又は１３９条の６の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第５条第３項の納期限
第１０５条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）別記第２号様式
第１０５条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第５条第３項
第１０７条の２第１項	第１０５条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第５条第２項
	当該各項	同項
第１０８条第	第１０５条第１項又	平成３０年改正条例附則

２項	は第２項	第５条第３項

５　３０年新条例第１０６条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を当該申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第６条　平成３０年１０月１日から平成３１年９月３０日までの間における前条第４項の規定の適用については、同項の表第１０条第１項第３号の項中「第８７条の７第１項の申告書、第１０５条第１項」とあるのは、「第１０５条第１項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第７条　別段の定めがあるものを除き、附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第８条　平成３２年１０月１日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５１条第９項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号。附則第１０条第２項において「平成３０年改正規則」という。）別記第２号様式による申告書を平成３２年１１月２日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成３３年３月３１日までに、その申告に係る税金を施行規則第３４号の２の５様式による納付書によつて納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、第３条の規定による改正後の宇治市市税条例（以下この項及び次項において「３２年新条例」という。）第１０条、第１０５条第４項及び第５項、第１０７条の２並びに第１０８条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３２年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１０条第１項各号列記以外の部分	第１０５条第１項若しくは第２項	宇治市市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年宇治市条例第５４号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第８条第３項
第１０条第１項第２号	第１０５条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第８条第２項
第１０条第１項第３号	第８７条の７第１項の申告書、第１０５条第１項若しくは第２項の申告書、第１１２条の申告書、第１３８条第１項の申告書又は１３９条の６の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第８条第３項の納期限
第１０５条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）別記第２号様式
第１０５条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第８条第３項
第１０７条の２第１項	第１０５条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第８条第２項
	当該各項	同項
第１０８条第２項	第１０５条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第８条第３項

５　３２年新条例第１０６条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を当該申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第９条　別段の定めがあるものを除き、附則第１条第８号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第１０条　平成３３年１０月１日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５１条第１１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする

。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成３０年改正規則別記第２号様式による申告書を平成３３年１１月１日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成３４年３月３１日までに、その申告に係る税金を施行規則第３４号の２の５様式による納付書によつて納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、第４条の規定による改正後の宇治市市税条例（以下この項及び次項において「３３年新条例」という。）第１０条、第１０５条第４項及び第５項、第１０７条の２並びに第１０８条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３３年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１０条第１項各号列記以外の部分	第１０５条第１項若しくは第２項	宇治市市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年宇治市条例第５４号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第１０条第３項
第１０条第１項第２号	第１０５条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第１０条第２項
第１０条第１項第３号	第８７条の７第１項の申告書、第１０５条第１項若しくは第２項の申告書、第１１２条の申告書、第１３８条第１項の申告書又は１３９条の６の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第１０条第３項の納期限
第１０５条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）別記第２号様式
第１０５条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第１０条第３項
第１０７条の２第１項	第１０５条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第１０条第２項
	当該各項	同項
第１０８条第２項	第１０５条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第１０条第３項

５　３３年新条例第１０６条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を当該申告書に添付しなければならない。

（掲示済）

規　則

宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成３０年６月２６日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第５０号

宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則

宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則（平成５年宇治市規則第６８号）の一部を次のように改正する。

別表中「７００円」を「８００円」に、「５，０００円」を「６，２００円」に、「１，５００円」を「１，８００円」に、

「

１回につき １，０００円	１回につき １，２００円
１回につき ２，０００円	１回につき ２，５００円

」を「

」に、

「

第２ホール	音響装置	１式	１回につき ５００円	拡声、録音、再生
	映像装置	１式	１回につき ２，０００円	テレビジョン ビデオテープレコーダー デジタルビデオディスクプレーヤー 実物提示装置

」を

「

第２ホール	音響装置	１式	１回につき ６００円	拡声　録音　再生

」に

、「６００円」を「７００円」に、「４００円」を「５００円」に、

「

１回につき　３００円	消耗品を除く。
１回につき　５００円	拡声、録音、再生

」を

「

１回につき　３００円	消耗品を除く。
１回につき　６００円	拡声　録音　再生

」に、

「

オーバーヘッドプロジェクター	１式	１回につき ３００円	
スライド映写機	１式	１回につき ２００円	

」を

「

オーバーヘッドプロジェクター	１式	１回につき ３００円	

」に

改め、同表の備考第２項を次のように改める。

２　使用時間を延長する場合において、当該延長の時間が３０分を超えるときは、この表に定める額に１０分の３を乗じて得た額を加算する。

別表の備考第３項中「よる附属設備使用料の額の計算において、１０円」を「より算定した額に１０円」に、「ときは、これ」を「場合は、その端数」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の宇治市生涯学習センターの使用料に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の許可の申請に係る附属設備使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る附属設備使用料については、なお従前の例による。

（掲示済）

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成３０年６月２６日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第５１号

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則

宇治市職員休暇規則（昭和２６年宇治市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成２９年」を「平成３０年」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（掲示済）

告　示

宇治市告示第９０号

宇治市市道認定基準等に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成３０年６月２２日

宇治市長　山本　正

宇治市市道認定基準等に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市市道認定基準等に関する要綱（平成２１年宇治市告示第１３９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号本文中「法」を「いずれも法」に改め、同条第２項第４号本文中「両端が」を「両端がいずれも」に、「、又は」を「、若しくは公道と公道に連絡する交差点に接続し、又は」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２条第２項第４号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る市道の認定について適用する。

（掲示済）

宇治市告示第９２号

宇治市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成３０年７月６日

宇治市長　山本　正

宇治市未熟児養育医療給付要綱の一部を改正する要綱

宇治市未熟児養育医療給付要綱（平成２５年宇治市告示第４４号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第１項第２号エ（イ）中「第２４項、第４１条の２」を「第２５項、第４１条の２」に、「、第５項、第６項及び第２４項」を「、第５項及び第６項」に改める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

公　告

宇治市公告第２９号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第１９条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成３０年６月２２日

宇治市長　山本　正

１　縦覧に供する農用地利用集積計画

平成３０年度第７号

平成３０年度第８号

２　関係書類の縦覧期間

平成３０年６月２２日以後、常時備え置くこととします。

３　関係書類の縦覧場所

宇治市宇治琵琶３３番地

宇治市　市民環境部　農林茶業課

（掲示済）

教育委員会

宇治市教育委員会告示第１１号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１４条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成３０年６月２５日

宇治市教育委員会

教育長　岸本　文子

開会日時　平成３０年６月２５日　　午後５時３０分

開会場所　宇治市役所６０２会議室

付議事項　１　会議録署名委員の指名について

２　会期について

３　報告

４　専決事項の報告について

５　宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を制定するについて

６　平成３０年６月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

（掲示済）

宇治市教育委員会告示第１２号

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成３０年６月２６日

宇治市教育委員会

教育長　岸本　文子

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱（平成元年宇治市教育委員会告示第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条第５項各号列記以外の部分中「２２３，０００円」を「２４７，０００円」に、「１３９，２００円」を「１８７，２００円」に改める。

第１０条中「補助金」を「前条の規定による補助金」に、「、事業終了から」を「、事業が終了した日から起算して」に、「３月２０日」を「３月３１日」に改める。

別表第１中「

１３９，２００円	２２３，０００円

」を

「

１８７，２００円	２４７，０００円

」に改める。

別表第２中「

２２３，０００円

」を

「

２４７，０００円

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の規定は、平成３０年度以後の年度分の補助金について適用し、平成２９年度分までの補助金については、なお従前の例による。

（掲示済）

監査委員

宇治市監査委員公表第１１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成３０年６月２６日

宇治市監査委員
小山　茂樹
森　真二
水谷　修

１　監査の結果を公表した日
平成３０年２月２２日（宇治市監査委員公表第２号）

２　当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象　　健康長寿部　年金医療課
監査期間　　平成２９年１１月２日　～ 平成２９年１２月２１日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	医療機関からの請求の遅れが見受けられた。適正な措置を図るよう努められたい。	平成２９年度においては、平成２９年９月２５日付で、覚書を締結しているすべての医療機関に対して周知文書を発送いたしました。 また、平成３０年度においては、覚書における請求の締切日について医療機関における事務処理の状況等をふまえ、健診終了後の「翌月２０日まで」となっていたものを「遅滞なく」に変更いたしました。
2	「宇治市後期高齢者医療制度被保険者への半日人間ドック受診補助金交付に関する規程」に沿って事業が実施されているものの、実施内容の一部に「宇治市補助金等交付規則」と異なる取扱いがなされているものが見受けられた。規程と規則の関係を整理されたい。	「宇治市後期高齢者医療制度被保険者への半日人間ドック受診補助金交付に関する規程」を「宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則」（平成３０年４月１日施行）に改めて制定いたしました。
3	医療機関への支払金については、医療機関との間の覚書において委託料と明記されており、支払金を補助金とした規程及び予算措置と矛盾するため、整理を図られたい。	医療機関への支払金が「補助金」であることをふまえ、平成３０年度の「ドック健診業務に関する覚書」に関しては、「委託料」の文言を「健診料」に変更するとともに、その他の部分における「委託」の文言を削除または変更いたしました。

監査対象　　健康長寿部　国民健康保険課
監査期間　　平成２９年１１月２日　～平成２９年１２月２１日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	平成２６年度の前回定期監査で指摘した「医療機関からの請求の遅延」が今回も見受けられた。適正な事務処理に努められたい。	平成２９年度においては、平成２９年９月２５日付で、覚書を締結しているすべての医療機関に対して周知文書を発送いたしました。 また、平成３０年度においては、覚書における請求の締切日について、医療機関における事務処理の状況等をふまえ、健診終了後の「翌月２０日まで」となっていたものを「遅滞なく」に変更いたしました。
2	本市と医療機関との間には「ドック健診委託に関する覚書」が締結されているが、医療機関に対する本市の支払金は委託料であると明記されている。「補助金」とした予算措置と矛盾するので整理されたい。	平成３０年度において、医療機関に対する本市の支払金が「補助金」であることをふまえ、覚書における「委託料」の文言を「健診料」に変更するとともに、その他の部分における「委託」の文言を削除または変更いたしました。

（掲示済）

宇治市監査委員公表第１２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成３０年６月２６日

宇治市監査委員
小山　茂樹
森　真二
水谷　修

１　監査の結果を公表した日
平成３０年６月４日（宇治市監査委員公表第８号）
２　当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象　　福祉こども部　地域福祉課
監査期間　　平成３０年２月１日　～　３月２３日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	貸付金返還金収入状況について、調定の不備が見受けられた。	これまでは事後調定となっていましたが、平成３０年度より、年度当初に前年度末の未償還残高を全額調定するよう改善しました。

監査対象　　福祉こども部　生活支援課
監査期間　　平成３０年２月１日　～３月２３日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	扶助費生活保護費前渡資金支出状況について、精算の遅れが見受けられた。	支給予定日から１か月以内に支給できない保護費については一旦戻入するよう徹底し、精算が遅れることのないよう改善しました。

（掲示済）

公営企業

宇治市上下水道事業公告第１１号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成２４年宇治市水道事業管理規程第７号）第５条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第１６条第１項の規定により公告します。

平成３０年７月６日

宇治市長　山本　正

指定番号　第３６２号　有限会社尾方設備工業

宇治市上下水道事業公告第１２号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成２４年宇治市水道事業管理規程第７号）第５条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第１６条第１項の規定により公告します。

平成３０年７月６日

宇治市長　山本　正

指定番号　第３６３号　松村設備工業